北海道宿泊税条例（仮称）素案

条例制定の趣旨

本道は、豊かな自然環境や景観をはじめとして、食と一次産業、温泉、歴史・文化、様々な体験メニューが楽しめるアウトドアなど、豊富な観光資源を有している。

本道観光産業は、こうした強みやポテンシャルを活かしながら、国内外の他地域との差別化を図り、高いブランド力と知名度により、リーディング産業の一つとして、地域経済をけん引する重要な役割を担っており、関連する様々な産業とともに、交流人口の増加などによるにぎわいの創出や、消費の拡大など幅広い経済効果をもたらすことが期待されている。

道では、「北海道観光のくにづくり行動計画」の下で、観光地づくり、誘客促進や受入体制整備といった施策を進めてきたが、感染症の世界的な流行による観光需要の激減に直面したほか、観光需要の季節偏在や地域偏在はもとより、広域移動手段の脆弱さ、人手不足によるサービス供給力の低下、リスク対応への不安などといった課題も顕在化し、さらには SDGs や脱炭素化といった新たな社会的要請への対応も求められるなど、本道観光を取り巻く状況は大きく変化してきている。

こうした中、旅行者目線の取組や、顕在化した課題の克服、広域的な視点に立った施策の推進などにより、旅行者の満足度や利便性を高め、さらに多くの旅行者を呼び込み、地域における消費を増加させるといった、地域経済と観光振興の好循環を生み出す、世界が評価する「観光立国北海道」の実現を目指すことが重要となっている。

このため、観光施策の効果を享受する道内外からの宿泊者に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、観光振興を目的とした税として、道内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとするため、この条例を制定しようとするものである。

条例の素案（以下「(仮称)」は省略）

第１　通則事項

１　課税の根拠

地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第４条第６項の規定に基づき、法定外目的税として宿泊税を課する。

２　用語の定義

(1)　旅館業

旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第３項に規定する簡易宿所営業

(2)　住宅宿泊事業

住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして営む同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業

(3)　宿泊施設

旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅

(4)　宿泊

寝具を使用して宿泊施設を利用すること

(5)　宿泊料金

宿泊の対価として支払うべき金額

３　納税義務者等

宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

第２　税率等

１　課税免除

次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1)　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者

(2)　認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満

３歳以上の幼児及び引率者

２　税率

一人一泊につき、宿泊料金の区分に応じてそれぞれ定める額

２万円未満	100 円
２万円以上５万円未満	200 円
５万円以上	500 円

第３　徴収

１　徴収の方法

特別徴収方式

２　特別徴収義務者

(1)　宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者

(2)　宿泊税の徴収について便宜を有する者として知事が指定する者

３　申告納入の手続等

特別徴収義務者は、６月、９月、12 月及び３月の各月の末日までに、当該各月の前３月の間に徴収すべき宿泊税について申告し、納入する。

４　特別徴収義務者としての登録

特別徴収義務者は、知事に特別徴収義務者としての登録を申請し、変更があった場合は登録の変更を申請する。

５　徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災等の理由があると認める場合は、申請により、宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、宿泊税額が納入されていないときはその納入の義務を免除する。

６　納税管理人

特別徴収義務者が道内に住所等を有しない場合、納入に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定め、知事に承認を得る。

７　納税管理人に係る不申告に関する過料

正当な事由がなく納税管理人の申告をしなかった場合、10 万円以下の過料に処する。

８　更正及び決定に係る不足金額等の納入

特別徴収義務者は、更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を指定する納期限までに納入しなければならない。

９　特別徴収義務者の帳簿の記載義務等

特別徴収義務者は、帳簿を備え、必要事項を記載し、５年間保存するとともに、売上伝票その他の書類を作成し、２年間保存しなければならない。

10　帳簿の記載義務違反等に関する罪

特別徴収義務者が帳簿の記載義務及び書類の作成義務並びに帳簿及び書類の保存義務に違反した場合は、１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

11　帳簿等の電子的記録による保存等

帳簿及び書類については、電子的記録による保存等を認める。

12　賦課徴収

(1)　宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例の定めるところによる。

(2)　地方税法第 20 条の３第１項ただし書の規定により、市町村宿泊税を課す市町村に道宿泊税に係る賦課徴収に関する事務を委任する。

この場合、当該市町村は、４月、７月、10 月及び１月の各月の末日までに、当該各月の前３月の間に徴収すべき宿泊税を道に払い込むものとする。

13　減免

知事は、宿泊者が天災により被害を受けた場合等において、必要と認めるときは、宿泊税を減免する。

第４　税の使途等

１　知事は、道に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。

２　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５　施行期日等

１　施行日

別途、規則で定める日から施行。

２　条例の見直し

知事は、この条例の施行後５年ごとに、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。